

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)笹森山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年5月30日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングスより届出された「(仮称)笹森山風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年8月7日
- (2) 秋田県知事意見 * 平成30年10月30日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第15回)
* 平成30年11月14日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・景観については、垂直見込角やフォトモンタージュのような工学的評価とは別に、文化的な景観という視点での検討も必要と考えられるので検討すること。	・今後、どのような対応が可能か検討します。
・一般鳥類の任意観察調査の回数は1ライン往復で2回の観察が望ましいとしているが、渡りの時期や繁殖期は重点的に調査を行うこと。	・渡りの時期や繁殖期は重点的に調査を行うよう努めます。
・鳥類の定点調査の各調査点の観察時間はデータの均質化を図り準備書に記載すること。	・準備書では、鳥類の定点調査の観察時間を整理・記載いたします。
・食物連鎖図と生態系注目種はリンクしているので、適切な生態系注目種が抽出できる。方法書では、生態系注目種として里山的なタヌキを選定しているが、生態系注目種を選定するプロセスを適切に記載すること。	・食物連鎖図の見直しを踏まえ、生態系注目種としてタヌキを選定したプロセスを記載します。
・文献調査での底生動物にトビゲラやカワゲラが含まれていないが、生息していないことは考えられないので、文献調査結果にとらわれずに現地調査を実施すること。	・今後の底生動物の現地調査では、文献調査結果にとらわれずに適切に調査を実施します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、秋田県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。